

# 大切なお知らせ

近年、相続された不動産(土地・建物)について、相続登記がされないケースが増えています。

相続登記がされないままになっていることにより、**様々な問題**が生じることになります。

The infographic is enclosed in a blue border and features several illustrations and text boxes. At the top left, a bank icon with a yen symbol (¥) is next to a house. Below it is a house with a red roof and a tree. At the bottom left, a highway with cars and a truck is shown. On the right side, there is an illustration of a road with trees and buildings, a scene of a forest being cleared with a bulldozer, and a scene of a flooded area with a house and trees.

売却して現金化したいが売買による移転登記ができない

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった

話し合いの内だけでスムーズに

相続を放っておいたら争族に

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる

空き家の所有者との交渉ができない

再開発計画地の地権者との交渉が進まない

連絡がとれず森林が荒廃

災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない

ご自分の権利を大切にすると共に、  
次世代の子どもたちのために、是非とも  
相続登記をしましょう。

**重要**

土地や建物の  
相続による所有権移転登記は、  
不動産の所在地を管轄する  
法務局に申請することが必要です。  
また、相続登記はご自身で  
行うこともできますが、専門家である  
司法書士に依頼することもできます。  
相談は無料となっておりますので、  
以下をご利用下さい。

札幌司法書士会  
困りごと“ほっと”ライン  
011-211-1585  
(月曜～金曜)13:00～16:00

**相談は無料**

札幌司法書士会 法律相談センター

札幌地区	011-272-9035(予約受付専用)
小樽地区	0134-62-6734(予約受付専用)
岩見沢地区	0126-20-2575(予約受付専用)
滝川地区	0125-23-7737(予約受付専用)
苫小牧地区	0144-33-8885(予約受付専用)
室蘭地区	0143-46-8585(予約受付専用)

## インターネットからも検索できます

札幌司法書士会ホームページ「札幌司法書士会 法律相談センター」

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

札幌司法書士会

検索

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

未来につなぐ相続登記

検索

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

司法書士アクセスブック

検索

法務局ホームページ「申請書の様式」

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00001.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html)

登記申請書

検索

札幌法務局ホームページ「登記相談の予約サービスについて」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/>

札幌法務局

検索



未来につなぐ  
相続登記をしませんか？

国民の権利と財産を守る

**法務局**

Legal Affairs Bureau

お問合せは、札幌法務局民事行政調査官室 011-709-2311(内線2153)